

沼田市スポーツ少年団奨励金支給内規

第1条 この内規は、沼田市スポーツ少年団本部に登録する単位団の構成員に、奨励金を支給することを目的とする。

第2条 この奨励金は、単位団又はその団員が予選又は選抜を経て関東大会以上の大会に出場する場合に、次の区分により支給する。

大会区分	金額		備考
	個人	団体	
関東大会等	3,000円以内	10,000円以内	
全国大会以上	5,000円以内	20,000円以内	

2 前項各号の大会は、次の各号の一つに掲げるものが主催するものでなければならない。

- (1) 日本体育協会日本スポーツ少年団
- (2) 各都道府県スポーツ少年団
- (3) 文部科学省
- (4) 日本体育協会
- (5) 日本体育協会加盟各種競技団体
- (6) 各都道府県及び市町村教育委員会

第3条 奨励金の支給を受けられる者がある時は、単位団代表指導者が次の区分により請求書を提出するものとする。

大会区分	請求書提出方法
関東大会等	出場決定後直ちに請求書に必要事項を記入し、大会要項を添付して沼田市スポーツ少年団本部事務局へ提出する。
全国大会以上	

附 則

この内規は、平成13年4月1日から施行する。

平成20年5月14日内規一部改正

平成26年5月15日内規一部改正